

## 平成22年度 第3回 磐田市立学校給食運営委員会 会議録

日 時 平成23年2月8日(火) 12時00分～13時30分

場 所 磐田市立豊岡学校給食センター 2階会議室

出席者 委 員：13名

事務局：12名

(教育長、教育委員会事務局長、教育総務課長、学校給食管理室5名、  
学校給食センター4名)

～給食試食実施後 開会～

### 1. 会長あいさつ

本年度3回目の委員会ということで、委員の皆様には1年間ご協力いただきましてありがとうございました。この豊岡学校給食センターは、当時の豊岡村の年間財政規模からすると、およそ12%もの費用をかけました。こちらは「より安全でおいしい給食を」という配慮のもとに、村民が一丸となって建設したセンターです。その当時から考えても、施設を本当にきれいに使っていただいていると感じています。本日の会議がスムーズに進みますよう、ご協力をよろしく願いいたします。

### 2. 議事

(1) 報告第4号 平成22年4月から平成23年1月までの栄養摂取状況及び喫食状況について

(事務局)

～栄養摂取状況の説明～

栄養摂取状況は、充足率を見ると食物繊維と鉄を除いて100%を満たしていますが、充足率が100%に満たない2項目は、静岡県の状況と同じ傾向にあります。1学期に比べ、この時期は給食の食べも良くなっていますので、風邪やインフルエンザ予防と併せて、引き続き充足率を上げるように献立の工夫や、栄養指導の充実に努めていきたいと思えます。

4月からを振り返ってみますと、猛暑で残菜の心配をしましたが、秋口から食べ量も安定しています。野菜等の高騰で、給食への影響も心配しましたが、献立の工夫等によりなんとかやり繰りできそうです。毎年、年度ごと学校給食献立年間計画に基づき月ごとの献立作成目標をたて、旬の味や地場産物、行事食を取り入れ食文化を知る献立になるよう検討しています。食品構成からみた場合に、摂取しにくい食品が、いも、豆類、種実類、果物、小魚類ですので、栄養素の摂取と併せて食品構成を含む両面から改善を図っていききたいと思えます。

～喫食状況について～

1月24日から1週間は全国学校給食週間でした。

ここで、全国学校給食週間について説明をさせていただきます。給食が始まったのは、明治時代で、その後、給食が少しずつ広がっていきましたが、第二次世界大戦によって中断し、戦後、昭和21年12月24日に外国の援助物資ミルクと缶詰を使って給食を試作しました。この試作日の12月24日が、学校の冬休みと重なってしまうことから、1カ月後の1月24日から1週間で全国学校給食週間としたという経緯があります。この給食週間では、給食に携わる人達の苦労や努力を知り、感謝の気持ちをもって給食をいただき、学校給食の意識や役割について理解と関心を深め、学校給食の一層の充実をはかることを目的に各学校でも取り組んでいます。

磐田市でも1月24日(月曜日)から28日(金曜日)の一週間で全国学校給食週間とし、市内でとれた食材(えび芋・白ねぎ・キャベツ・じゃが芋・小松菜・チンゲンサイ・タアサイ・いちご・メロン・JAのときめき野菜)や静岡県の特産物を使った献立を実施しました。学校では、地場産物を紹介したり、調理職員や生産者・業者にお礼の手紙を書いたり、学校給食の歴史の紹介などを行いました。

豊岡学校給食センターにつきましては、豊岡で採れる野菜等を中心に1週間の献立へ取り入れました。1月24日はチンゲンサイやお麩を入れましたが、このチンゲンサイやお麩は、普段の給食でも使用しています。25日はミニ三笠山を出しました。文明堂さんが近くにいますので、毎年この時期に使っています。食器に豊岡のキャラクターが付いていましたが、同じキャラクターの焼印を押してもらっています。かわいい感じになり、子どもたちには好評です。26日や28日は、えび芋やタアサイを入れました。今が旬の時期なので、多めに出しています。普段、そばろ和えには里芋やじゃが芋を使用していますが、えび芋を使うと食感が違うので、残菜がないほど好評でした。

[質疑]

なし

[審議の結果、報告第4号は了承された。]

## (2) 議案第3号 平成23年度学校給食物資納入業者の指定について

(事務局)

学校給食物資納入業者の指定につきましては、磐田市学校給食物資購入規則第2条第1項において「学校給食施設において使用する物資を納入しようとする業者は、毎年度、磐田市教育委員会が指定する日までに学校給食物資納入業者指定申請書に必要書類(納税証明書、食品衛生監視票)を添えて提出しなければならない。」と規定され、第2項では「給食物資納入業者の指定は、教育委員会において、適格と判定された業者に学校給食物資納入指定業者指定書により通知する。」と規定されています。このため、これまで納入実績のあった業者等を中心に納入業者を募り、1月7日から受付を開始し、1月28日で締め切ったところ、88件の申請がありました。それぞれの申請者について審査をしたところ、すべての業者が判定基準を満たしていましたので、適格であり、学校給食物資納入業者として指定したいものです。適格かどうかの判定基準は、規則第3

条に掲げていますが、4点すべてに該当する者としています。1点目は、市内若しくは近隣市町に営業所又は店舗を有し、給食物資の生産、製造、加工又は販売を行っている者。2点目は、学校給食に対応可能な販売実績を有している者。3点目は、指定する日時及び場所へ確実に納入し、緊急な需要に即応し得る設備能力を有している者。4点目は、所在する市町の税を完納している者となっています。なお、申請件数につきましては、平成22年度は90件の業者が指定されていましたが、4件の業者が人手不足や納入実績がない等の理由で申請を辞退され、また新たに2件の業者が申請をされています。

[質疑]

(委員)

食品衛生監視採点票の提出を求めているとのお話がありましたが、適格の基準は何点以上となっていますか。

(事務局)

これにつきましては、34業種からいただいておりますが、100点満点中80点以上を適格と判断しています。

[審議の結果、議案第3号は承認された。]

以上、議事終了。